

## 成島信遍年譜稿（九）

久保田 啓 一

【キーワード】 成島信遍・飛鳥山碑・幕府書物方日記・益田鶴楼

元文二年 丁巳 一七三七 四十九歳

（承前）

○ 三月十一日、吉宗、飛鳥山に行き、遊樂。信遍は先に出向いて吉宗を迎える。この日、飛鳥山を金輪寺に下賜する旨の上意あり。  
（『飛鳥山碑始末』）

元文二年の飛鳥山碑文撰文は、信遍の全生涯において頂点に位置する重要な事跡であろう。これにより文人としての名声は文字通り不朽のものとなった。幸い、和鼎が飛鳥山碑に関する事柄を集成した『飛鳥山碑始末』をまとめており、撰文までの経緯をつぶさに知ることができる。なお、鈴木淳氏に「飛鳥山碑と徳川吉宗の文事」（同氏『江戸和学論考』へひつじ書房、一九九七年）収録）があり、同碑撰文の意義が詳細に論じられている。ご参照いただきたい。

以下、『飛鳥山碑始末』を適宜引用しつつ日を追って記述する。『飛鳥山碑始末』の本文は、便宜上北区史編纂調査会編『北区史資料編 近世1』（東京都北区、一九九二年初版、一九九三年の第二版を使用）所収のものに依拠する。ただし、校訂に問題のある場合はその都度指摘し、修正を加える場合がある。また適宜濁点・句読点を打ち直した。なお、当該頁を括弧に入れて付記する。

「附録」の「元文二年日録抄出」（『北区史』は「元文二年日録打出」、『新三十輻』巻五所収の活字本は「元文二年日録抄出」と翻字するが、『北区史』の底本となった国立国会図書館所蔵『飛鳥山碑始末』（請求番号二一・四五二）の当該箇所を見ると、「日録打出」となっている。次に「打出」であるが、記事の内容から見て日次の日録の抄出と考えるべきで、国会図書館本にも見える「打出」は「抄出」の誤写と推測できる。よってこは「元文二年日録抄出」の形こそが正しいと判断すべきで、そのように修正を施して掲げる

こととする。)冒頭に、

三月十一日、晴、今朝俄に飛鳥山御先へ可罷越旨、山州被申達、宅より直に罷越。(七二頁)

とあり、吉宗出御の当日、信遍は急に飛鳥山行きを指示されたいらしい。

当日の飛鳥山での宴の様子は、「恩遇」に、

元文二年三月十一日の御成に二度侍臣に宴を給ひ、上にも殊に御機嫌よかりし。牧野宗十郎・丸山貞庵・父なりし人と三人に、其頃唐土より献じたりし清服を着すべきよし仰下され、皆々唐服を着し、唐音を以て唐詩を諷詠し、御側の諸臣、同音にこれを和して、金輪寺より飛鳥山まで舞踏してのぼる様を上には金輪寺の高楼より御覽ありて、一段御入興にて終日御酒宴あり。其様誠に神仙の遊樂もかくやと、飄々然として人間のさまならざりしよし、見し人のかたりしは太平の盛時此上やあるべき。やがて宴はて、彼唐服はいづれもぬぎて返し奉りしに、父なる人には直に給はりて、其服を着して家にかへるべきよし仰下されしかば、唐服のまゝにて腰刀佩て二里余りをかへりしが、道路の人みとがめて、路旁の児童は手を打はやして跡を追來りしよし、これ又古今未曾有の殊遇なり。(六六頁、「路傍」を「路旁」と訂正した)

と記される。唐服を賜り、一人身に着けたまま帰宅するよう吉宗に命ぜられた信遍には、自ら道化を買って出たような気分さえ漂う。勿論それは至福の時だったに違いない。おもな随行者は「盛典」に

列挙される(六三頁)。

なお、このような飛鳥山での酒宴は、和鼎十一歳の享保十五年にも行なわれたようである。同じ「恩遇」に和鼎自身「其時をのれは十に一あまり年にて、父なる人にいざなはれ、其宴中に列なりしが、思へば六・七十年の昔にて今におゐては一場の春夢のごとし。」(六五頁、「春夏」を「春夢」と訂正した)と回想しており、その折詠じた歌をも記録しているので、確かに実施されたのである。その記事によれば、信遍は「常に御側にめして寵遇あつき河合久円・水谷善甫・糸川元清・岡本善悦」(同)とともに宴主催の実務に従っている。「年譜稿」の旧稿に補うべき事項として掲げておく。

吉宗が飛鳥山を金輪寺に下賜する旨を住持宥衛に内々に伝えたのが三月十一日だったことは、「盛典」に、

此日、往古飛鳥山に明神の社はいづれの地にかありしと、金輪寺住持宥衛に御尋ありしかば、今程御放鷹の頃御立場となし給ふ地主山のあたりなるべし、猶覚束なしと答奉る。其日飛鳥山を官地になしをかるゝにより、人はゞかりて花見にくる人なし、衆と共に楽しむ意に應ぜず、金輪寺に下し給はるべきよし、上意あり。其後日をへて寺社奉行大岡越前守より表立て上意を伝ふ。(六三頁)

とあるによつて知られる。

もっとも、『有徳院殿御実紀』(以下、『実紀』と略す)巻四十五の三月十日条に、

けふ飛鳥山をもて、王子権現の別当金輪寺へ寄附せらる。

〔新訂増補 国史大系 徳川実紀 第八編〕七四  
七頁。以下、同書の引用に際しては編の数と頁数の  
みを記すこととする。

とあり、『実紀附録』卷十六は、

元文二年二月十日、山をば王子権現の祠僧金輪寺宥衛にたまは  
りて、永く社頭に寄附せらる。(第九編三〇二頁)

のように二月十日の立場を取るなど、宥衛に吉宗の意向が伝えられ  
た日には異説もある。ただし、『実紀附録』卷十六の二月十日は  
「二」と「三」の誤記もしくは誤植の可能性が高く、『実紀』卷四十  
五の三月十一日条には、参向公卿の引見のあとに王子の猪狩の記事  
が見える(第八編七四八頁)ので、やはり三月十一日の出御当日に  
宥衛に伝えられたと見るのがよいようである。

ともあれ、この日が信遍と飛鳥山碑との関係の具体的な出発点と  
なった。

○ 六月二十一日、「神社考」他の返却に携わる。

〔幕府書物方日記〕十三

御側衆戸田肥前守政峯が「神社考」他大量の書物の返却に当った  
際、詰番の書物奉行川口頼母に対し、信遍は小性土岐左兵衛佐朝  
直・小堀土佐守政方の申し分を伝えている。

肥前守殿より左之通御下ゲ被成、請取之。道筑及対談候処、土  
岐左兵衛佐・小堀土佐守被申聞候ハ、大分之御書物二而御座候  
間、乱雑可有之候。とくと遠吟味、相違も候ハ、明日ニても可  
申上候。相違無之候ハ、其段も右両所え申達、御側衆えも御届  
可申上候。且又、下り候内差札所々有之、道筑取捨候得共、取  
残シも可有之候。白紙ハ其分ニ而候得共、若少も文字在之差札  
御座候ハ、追而封ジ候而道筑迄可遣旨、申聞之。

差札の取り除きのような作業まで信遍の任務だったとは意外だ  
が、いかに和漢の学に通じているとはいえ公には奥坊主に過ぎない  
わけで、これが信遍の本務であると理解すべきなのだろう。

○ 六月二十四日、二十一日返却分に間違いのなかった旨、書  
物奉行深見新兵衛から報告を受け、墨付の差札を受け取る。

〔幕府書物方日記〕十三

去ル廿一日下り候御書物共不残相違無御座候旨、今日道筑迄新  
兵衛申達候。且又、御書物ニさしはさミ有之候墨付之小礼包候  
而、是亦、道筑え相渡候。

奥での閲覧の心覚えに使用された差札は、いわば機密に属すると  
の判断があったものか。深見新兵衛は点検の結果を信遍に伝え、律  
儀に差札を返却した。

○ 六月三十日、御側衆渋谷和泉守良信返却分に含まれない「寛永系図」の詳細を書付で知らせるよう、文庫側に伝達する。

〔幕府書物方日記〕十三

寛永系図之内二別御用二付、残り候も可有之候間、相改候而、追而何冊残り候と申事書付相認、差出し候様、道筑申聞候。

なお、渋谷和泉守が返却したもののうち、「寛永系図」「諸家書付」「礼儀類典」の三点は長持単位で数えるほどに大量で、当日の点検が叶わないため、済み次第信遍に知らせることが次の当番に申し送られた。

○ この年か翌年の六月、益田鶴楼が六十五歳で没し、「鶴楼伝」を撰する。

新井白石の門人で梁田蛻巖と親交を持った益田鶴楼は、学派の違いに拘わらず多くの文人と交遊し、家産を蕩尽したことで知られる、一種の奇人であった。徳田武氏『江戸詩人伝』(ペリかん社、一九八六年)所収「梁田蛻巖」にその人となりの一端を知ることができ、参考までに、詩友を求めると切なる鶴楼の心情を察する資料として、河口静斎『秉筆録』(祐徳稲荷大社中川文庫)春集の鶴楼に関する記事を引いておく。

田伯隣、増田助右衛門、白石門弟、詩人也。天満丁ニ五霊香ト云看板アリ。鶴ヤト云テ目薬屋ナリ。ソレ故鶴楼ト号ス。大久保山城守此人ノ弟子ニテ、鶴楼余稿ト云ヲ蘭亭ガアツメシニ、今大久保家ニアリ。此鶴楼、詩ハヨホドヨクツクレリ。夫故詩友多ク、八月十五夜ニハ、降テモ照テモ、毎年詩友白石鳩巢観瀾等ヲ申シ請テ、中秋会ヲシタリ。後ニハ白石御近習ニナラレシ故、町家ニ行事ナラヌ故、中秋ニハ私宅ニ彼詩友ヲヨビアツメ、鳩巢ナド雨天ノ時コトハリライヘバ駕ムカヒヲヤリテ、中秋会ヲセラレシ。

鶴楼甚ダ白石ヲシタイタル者ニテ、白石死後ニ白石ノコトヲ彼ガ前ニテイヒダスコトナラザリシ。モシ云出セバ落涙シテ懐旧ヲオコシケルガ、白石死後ハ八月十五夜ノ月ヲミザリシト也。

鶴楼は信遍や高野蘭亭とも深い交わりを有した。宝暦十二年三月に江戸の小林新兵衛から刊行された『鶴楼遺篇』三巻には、信遍との応酬の跡を留める詩が多数収録されるが、残念ながら詠作年次を特定できるものがない。巻ごとに詩題のみを掲げれば以下の通り。

「和島婦徳泛舟葛西遇驟雨」「和島婦徳桃源行」「和島婦徳訪山中道士韻五首」「秋雨喜婦徳至得月字」「暮雨欲来留島婦徳和其歌草枕字戲作」「和島徳上牛頭山作」「同島婦徳晚秋汎舟過牛頭寺和韻一首」「春日同島婦徳訪隱者暮婦」「和島婦徳社日韻」「再用前韻寄島婦徳」「去年九月廿五日同島婦徳飲城南酒肆重賦此寄贈」「和島婦徳見寄韻」「同島婦徳和高子式韵三首」「中秋前独坐对月寄懷島婦徳」「和島婦徳見寄懷韵」

「雨後帰徳見過席上和夕陽連雨足韵」「再用前韵答帰徳見和」(以上卷之二)「帰徳見訪席上和其韵」「和帰徳見酬二首」「寄帰徳兼簡曇華」「和子式答帰徳韵」「和帰徳答子式韻 帰徳喪伉儷子式亡恃」「和帰徳春雨同江忠園見過韵」「和帰徳見寄韵」(以上卷之三)

このうち、「和帰徳答子式韻 帰徳喪伉儷子式亡恃」は、信遍が先妻を亡くしたのと蘭亭が母を失ったのが時期的に近いことを窺わせるが、長男和鼎が生まれた享保五年正月二十四日(『年譜稿(二)』)『江戸時代文学誌』七号、一九九〇年二月)七三頁参照)以降、享保十六年に後妻が三女ゆきを生む(『年譜稿(六)』)『広島大学文学部紀要』五六巻特輯号一、一九九六年二月)三八頁)以前としか限定できず、結局信遍と蘭亭そして鶴楼の交流が確認できる材料としてしか生かせない。隔靴搔痒の感は否めないが、これが現状である。

鶴楼の伝としては服部南郭撰「鶴楼伝」(『南郭先生文集』三編巻七所収)が最も著名であるが、鶴楼が来客を切望すること尋常ならず、また新井白石への尊崇の念が甚だしいことを述べるに終始して、肝心の素性や没年月日、享年に関する記述がない。「今年六月鶴楼小病、病不数日而没」の「今年」がいつなのかをなぜ南郭が書き漏らしたのか、不可解といわざるを得ない。この基本的な伝が曖昧な記述を伴っていたため、鶴楼の生没は今もって明確には判明しないが、現時点で最も確実な推定を下しているのが高橋昌彦氏「高野蘭亭伝攷(上)」(『語文研究』六〇号、一九八五年二月)の元文二

年の項である(同氏「高野蘭亭伝攷(下)」は『語文研究』六一号)一九八六年六月)に掲載。高橋氏は、「鶴楼伝」を含む『南郭先生文集』三編所収詩文の詠作時期、梁田蛻巖の詠じた弔詩を収める『玉壺詩稿附録』『蛻巖集』の成立時期を勘案して、鶴楼が没したのは元文二年か三年、最も蓋然性が高いのは元文二年と考証した。首肯すべき見解であろう。元文三年の可能性もあるので立項には幅を持たせたが、二年を優先させる形とした。なお、日野龍夫氏「服部南郭伝攷」(ベリかん社、一九九九年)も高橋氏の見解に従って鶴楼の死を元文二年としている。

信遍の「鶴楼伝」は、南郭の作と比べると普及度の点で大きく劣るが、鶴楼の先祖についての言及や享年六十五歳との明言が存するなど、南郭の伝を補う点で意義がある。もつとも没年に触れないのは南郭撰と同様で、逝去時点で何か喪を伏せる必要でもあったのかと推測したくなるくらいである。五弓雪窓編『事実文編雑編』巻六(『関西大学東西学術研究所資料集刊十一六 事実文編六』)『関西大学出版部、一九八一年)所収)と原念斎編『史氏備考』巻九(『静嘉堂文庫蔵』)に収録される。「史氏備考」に従って本文を掲げるが、常用漢字に改め、新たに句読点を打ち直すなどの処置を取った。なお、『事実文編』との異同については、注を付して本文の後にまとめて示すこととした。

又伝<sup>①</sup> 鳴鳳脚<sup>②</sup>

玄尚、字伯隣、益田氏。其先佐佐木氏、当室町氏之伯。世為著姓。天文永祿間、天下瓦裂。北条氏起相中、抛險控馭關東。益田氏臣北条氏。及北条氏亡、伯隣王父助慶、遷居江都、以売葉為生。至伯隣三世、隱居不仕。人号益田隱居。遂因生致富焉。助慶生玄春、玄春生玄尚。玄尚幼而喪父。母矢名氏<sup>④</sup>。賢善淳生、家道甚肅、貲益富贍<sup>③</sup>。乃延經術文雅、及名一芸者、与玄尚交遊。白石先生教授都下、以詩聞。母乃命玄尚就學。業成、詩名日隆。清新温藉、白石先生目之曰、丹牒<sup>⑥</sup>画山水、以其纖巧善体物也。有楼画鶴、取橘汁故事也。著鶴楼集若干卷。每与播磨文学梁景鸞友善。千里唱和、至老不衰。宝永正徳間、都下教火。鶴楼亦數罹災、家資遂傾。玄尚都雅而樂曠、善諳好客、置酒擊鮮、夜以繼日。家資由是滋蕩。至典衣供客。冬夏著一縕袍晏如也。每語人曰、俾吾无衣、不可无客也、俾吾无食、不可无客也、俾吾无廬、不可无客也。老後誦詩三万六千余首、誦半日而止。其強記如此。年六十有五、卒于家。

(1) 直前の服元喬「鶴楼伝」を受けての記述。「事実文編」には「鶴楼伝」とある。

(2) 「事実文編」には「鳴島信遍」とある。

(3) 「事実文編」には「佐々木」とある。

(4) 「事実文編」には「失名」とある。

六

(5) 底本「瞻」。「事実文編」により「瞻」と改める。

(6) 「事実文編」には「丹獲」とある。

(7) 「事実文編」には「誦語」とある。

○ 七月十三日、御側衆巨勢縫殿頭至信から「宝応県志」他を預り、文庫へ返却する。  
〔幕府書物方日記〕十三

「縫殿頭殿より左之御書物道築を以御渡被成、改、元番え納之(以下略)」とある場合の「道築」が「道筑」を指すことはすでに見た通りである。

○ 七月十八日、「寛永系図」未返却分が三十七冊である旨、文庫側から連絡を受け、了承する。  
〔幕府書物方日記〕十三

寛永系図、六月晦日下り候節、残り候分三千七冊在之旨、道筑え今日相達候処、相心得申候由、申聞候間、張紙いたし置候。

六月三十日に文庫へ伝達した調査依頼がこうして決着した。

○ 八月八日、巨勢縫殿頭が差上げを指示した「資治通鑑」「歴史綱鑑補」「二十一史」を文庫から受け取り、縫殿頭に渡す。

〔幕府書物方日記〕十三

日記本文には「持参いたし候処、道筑を以縫殿頭殿御請取被成候。」とあり、信遍が出勤していれば文庫と吉宗側近との書物の受け渡しに介在するのが原則となっていたらしい。奥坊主として幕府の貴重な典籍の出納に直接関与することが信遍の面目だったのであり、「東都図書府主事」を名乗る根拠もここにあった。

○ 八月十九日、文庫へ出向き、「大明会典」「大清会典」「続増処分則例」を差し出すよう伝える。

〔幕府書物方日記〕十三

今日、道筑参候而御用之御書物相考、左之通差出候様申聞候。則御殿え持参、縫殿頭殿へ差出之。

これらは九月三日に他の書物とともに返却されることとなる。

○ 八月二十五日、飛鳥山碑文撰文の上意を承る。

〔飛鳥山碑始末〕

〔元文二年日録抄出〕に、

八月廿五日、雨、飛鳥山碑銘被仰付候（大学頭殿、土佐守殿—以上割書（引用者注）。（七十二頁）

とあり、「碑考」にも、

元文二年八月廿五日、飛鳥山へ石碑を建給ふべき盛意により、其文を撰し奉るべきよし、小堀土佐守・土岐大学頭、上意を伝ふ。と明記されるので、この日を以て撰文作業が始まったのは事実であろう。内閣文庫蔵「略譜」の信遍の項にも、

元文二年八月廿五日、飛鳥山金輪寺へ御寄附碑石吹上御庭より被下候節、碑文并能野三神伝著述清書共被仰付候。文中所々被為加思召、神伝は神庫え御納、碑文は彫刻出来とあり、八月二十五日に撰文の指示が下ったと理解できる。

ただし、内閣文庫蔵「諸家系譜」の信遍の項では、

元文二巳年八月廿八日、飛鳥山金輪寺へ御寄附碑石吹上御庭より被下置、碑文并能野三神伝著述清書共被仰付、文中処々被為加思召、神伝は神庫え御納、碑文は彫刻出来

と、ほぼ同文ながら冒頭の月日に三日のずれが生じている。二十八日の立場を取るのが「諸家系譜」のみであること、「諸家系譜」の日付記載に往々にして誤りが見出されることを思うと、ここは二十五日と認定するのが妥当であろう。

○ 九月三日、戸田肥前守より返却される大量の書物を文庫へ渡す。  
〔幕府書物方日記〕十三

〔左之御書物、肥前守殿より御下ゲ被成候。道筑より受取。〕として列挙されるのは八月に奥へ差し上げられた書物で、文庫側の点検

は当然翌日回しとなった。

右下り候御書物大部故、今日者改不申候。明日御改、元番へ御返し可被成候。自然相違有之候ハゞ、道筑へ申談候筈、今日申置候。

その結果を信遍に伝えるのも書物奉行の大切な任務だった。

○ 九月十五日、南紀より飛鳥山・王子権現の由来が届く。

〔飛鳥山碑始末〕

九月十五日、快晴、南紀より飛鳥山・王子之由来申来る。(元文二年日録抄出、七二頁)

また、八月二十五日の条で引用した「碑考」の本文に続けて、

其文料として金輪寺に秘蔵せる旧記どもを藪田助八してめされ、熊野の神伝は、其頃浅草観音寺中の三社権現の神人田村八大夫成政、両部神道の灌頂のものなれば、これにはかり、又寺社奉行大岡越前守より紀州熊野神人鳥居源之丞興好に仰下され、神伝の奥旨ども奉れり。(六三頁、「神人」の「神」字脱、原本により補う)

との記述があり、大岡越前守まで動員しての資料収集がなされたことを確認できる。これらの材料はそっくり信遍に供された。

○ 九月十六日、飛鳥山で宥衛と対話する。(『飛鳥山碑始末』)

十六日、晴、飛鳥山へ罷越、土州被申通、住侶へ対話。(元文二年日録抄出、七二頁)

小堀土佐守の仲介で金輪寺住持宥衛との対面が実現した。碑文撰文に当たっての挨拶というところであろう。

○ 九月十七日、吉宗の碑文に関する「御好」を聞く。

〔飛鳥山碑始末〕

十七日、晴、碑文御好有之、明日迄二認直ス。(元文二年日録抄出、七三頁)

「御好」の子細は不明だが、八月二十五日の項で引いた「略譜」や「諸家系譜」に「文中処(所)々被為加思召」とあり、「碑考」に吉宗が碑文案の字句に対して「御手づから御削正」(六四頁)を施した旨を記すので、吉宗からいろいろと注文が寄せられたことをいうのであろう。「明日迄二認直ス。」は、碑文の草稿が一応出来て御前に提出したものを吉宗が見て修正を求め、それに従って書き直し、翌十八日に再提出するよう指示されたものと解釈しておく。このように草稿を何度か遣り取り取りして文案を固めていくのである。

○ 九月二十三日、小堀土佐守より、碑文を服部南郭に見せる



よう指示を受ける。

〔飛鳥山碑始末〕

廿三日、碑文之事、服部小右衛門へも為見候様土州被申聞、持参之筈ニ申述置。(「元文二年日録抄出」、七二頁)

詩文の令名高い南郭に草稿を見せるとの処置は、江戸の詩壇における南郭の地位を思えば当然といえるが、幕府の公式な行事として見た場合、例えば奥儒者や林家の当主をさし措いて、柳沢家を致仕して江戸の市中に住む一介の処士に点検を依頼すること自体、かなり異例といわざるを得ない。勿論信遍にとつて兄弟子ともいえる南郭を尊重することに異論のあろう筈は無く、出来次第南郭の元へ持参すると返答するのは当たり前であった。

○ 九月二十四日、碑文撰文にかかったところ、吉宗の「御好」を受け取る。  
〔飛鳥山碑始末〕

廿四日、寒雨、今朝碑文認懸候処、御好申来り、明後日可罷越筈。(「元文二年日録抄出」、七二頁)

二十四日、いよいよ定稿の撰文に取り掛かる。そこへ吉宗から来た「御好」が届いた。勿論その趣旨を反映させなければならぬ。吉宗の拘りの程が窺えるが、撰文の当事者としてはいささか迷惑で

あったのかもしれない。明後日には上覧に供する予定が立っている。

○ 九月二十六日、服部南郭の点検を経た碑文を吉宗の上覧に備える。  
〔飛鳥山碑始末〕

廿六日、碑文上る。(「元文二年日録抄出」、七二頁)

九月十五日条引用の「碑考」に続く部分に、これを参考し、文なりて、其頃の宿儒服部小右衛門元喬にしめしたるに、一点の間然すべきなく感服せるよし、書簡に書ておくりしかば、其文を浄写して、同年九月廿六日に御覧に備へけるに、御機嫌ことにうるはしく、よろしく出来せしよし、上意ありしとなり。(六三―六四頁)  
とあり、正式の上覧前に南郭の点検は済んでいた。

○ 九月二十九日、碑文清書の指示を受ける。  
〔飛鳥山碑始末〕

廿九日、碑文清書可致候様、土州より下る。(「元文二年日録抄出」、七二頁)

△ 九月、『南郭先生文集』二編刊行。「暮春集錦江芙蓉楼得心

字」(巻三)、「同子和過帰徳」(巻四)、「題島帰徳芙蓉楼戯賜書」(同)、「墨水詞八首寄島帰徳」(巻五)、「与島帰徳」(巻九)に南郭と信遍の交渉を見出す。

『南郭先生文集』二編は江戸の須原(小林)新兵衛から刊行された。掲出した事項のうち、巻九の「与島帰徳」が享保十一年六月末の信遍養母の死去を受けて発せられた文であることを、「年譜稿(五)」(『日本文学研究』三二号、一九九六年一月)七一頁で考証した。他の詩文については明確な年次を決定できない。

なお、天理図書館所蔵『芙蓉館帖』巻一に信遍自筆の詩「南郭先生文集粹成詩以奉寄」が収録されるが、第一句「多病相如白髮年」は、南郭五十五歳、信遍四十九歳にしては老け過ぎの感があり、延享二年の三編、宝暦八年の四編のいずれかと考えるほうがよさそうである。便宜上宝暦八年の項で改めて全文を検討したい。

○ 十月十一日、碑文の文字様を改める。(『飛鳥山碑始末』)

十月十一日、碑文字様改る。(『元文二年日録抄出』、七二頁)

清書して吉宗に奉呈した碑文の文字を、これからの彫刻作業に向けて点検し、修正すべきは修正して準備したことをいうのである。

○ 十月十三日、石屋を連れて吹上御殿に石の見分に出かける。(『飛鳥山碑始末』)

十三日、晴、石屋召連、石見分二吹上御殿え出る。(『元文二年日録抄出』、七二頁)

「碑考」によれば、作業に当たった石工は佐平治といった。

常憲大君の御とき、紀州より献ぜし大石、数多吹上の御庭瀧見亭のほとりにありしを、体裁宜しければとて下し給はれり。彫刻せる石工は江戸八丁堀の辺に居住せる佐平治といへるがつかふまつりぬ。此佐平次といふは、細井次郎大夫知慎より唐刻の法をつたへたりとて、三井孫兵衛親和が吹拳せしなり。佐平次其石を我屋へ申下して、かり屋をたて、精手十人をゑらみて彫せし。中にもすぐれたる清吉といへるが篆額をばほりしとぞ。(六四頁)

信遍と同行したのはこの佐平治であらう。

○ 十月十四日、昨日の石見分で石に剥がれが見つかったことを土岐大学頭に報告する。(『飛鳥山碑始末』)

十四日、晴、石見分之處、剥有之、其段大学頭殿へ申す。(『元文二年日録抄出』、七二頁)

○ 十月二十日、石屋を連れて吹上御殿へ出向き、初めの石とは別の石を見立てる。  
〔飛鳥山碑始末〕

廿日、晴暖、吹上へ石屋召連罷越、初之石相止之、外之石二被仰付見立候。〔元文二年日録抄出、七二頁〕

十四日に見つかった剝落が問題となつて、別の石を見立てるよう命が下つたらしい。

○ 十月二十六日、石碑に使用する御用紙二十枚ほどを受け取る。  
〔飛鳥山碑始末〕

廿六日、石碑二付、御用紙廿枚程請取。〔元文二年日録抄出、七二頁〕

この御用紙は最終的な清書用と考えられる。

○ 十月二十九日、石屋に出向くよう連絡を受ける。

〔飛鳥山碑始末〕

廿九日、今日石出候二付、石屋かたへ可參候様申来候。〔元文二年日録抄出、七二頁〕

新たに見立て直した石が佐平治方に運ばれ、信遍にも実見のために出向くよう指示があつたものと見られる。

実際に彫刻の作業がいつから始まったかは明らかでない。「附録」が「貽謀録」を引いて、「一月ばかりが程して彫刻なりぬ。」（七二頁）と記すので、十月末には始まつていたのではないかと推測される。

○ 十一月六日・七日、碑文の清書に従事する。

〔飛鳥山碑始末〕

十一月六日・七日、於宿所碑文清書。〔元文二年日録抄出、七二頁〕

ここにいう「清書」は、碑石に直接貼り付ける、いつてみれば版下のように使用するための文字では恐らくないのではないか。それとも翌日に出向いて清書を石工に渡し、それから彫刻が始まつたと見なすべきなのか。判断に苦しむところである。もしそうであれば八日から開始して十一月一杯には作業を終えなければならぬ。当然同文を清書して幕府に奉呈するはずだから、この両日の清書はそちらの方に充てていたと見て、彫刻は十月末には始まつていたといふのが現在の筆者の推定である。それならば「一月ばかりが程して彫刻なりぬ。」との証言とも矛盾はない。

○ 十一月八日、碑の作業場に出向く。(『飛鳥山碑始末』)

八日、寒、石碑之所へ罷越。(『元文二年日録抄出』、七二頁、「石碑」の「石」字脱、原本により補う)

信遍は彫刻作業にしばしば立ち会ったらしい。「碑考」には、

父なる人、常に石工があらたにつくりしかり屋に至り、監察せられしが、十一月二日、其功なりて山上に建立せらる。(六四頁、

「十一月」は本来「閏十一月」とあるべき所)

とあり、信遍の精勤ぶりが窺える。佐平治は他の石工の十分の一の見積で仕事を引き受けたという「真率なる正直なる心」(『附録』所引「貽謀録」、七二頁)の持ち主であったから、仕事は信頼できたのであるが、信遍は居ても立ってもいられなかつたようである。それだけ気持ちに張りがあつたということか。

○ 十一月十二日、石工の作業場へ出向く。(『飛鳥山碑始末』)

また、文庫へ「奇器図」について問い合わせの手紙を出す。

(『幕府書物方日記』十三)

十二日、晴、石工え罷越。(『元文二年日録抄出』、七二頁)

道筑より手紙到来、奇器図之儀考可申旨、申来候二付、致吟味候へ共、相知不申候二付、頼母殿え申送候。(『幕府書物方日記』

十三)

十一月八日条からの連続で石工の作業を見守る一方、本業でも手を抜くことは許されない。当日の詰番水原次郎右衛門では調べがつかず、翌日の詰番川口頼母に申し送りが成された。十三日の経緯を見ると、信遍は「奇器図」の閲覧を申し入れたが、文庫側では所在が分からなかつたということらしい。

○ 十一月十三日、文庫から「墨譜」第三冊に入っていた「奇器図」を渡される。(『幕府書物方日記』十三)

成島道筑昨日次郎右衛門殿え申越候<sup>(七)</sup>奇器図、墨譜三三有之候間、致持参、道筑え見セ候。暫預り申度旨二付、三ノ冊計一冊、道筑え相渡申候。右者伊予守殿御頼之由、御用筋二而者無御座候得共、御書物道筑え預ケ置申候間、記置候。

伊予守は若年寄本多伊予守忠統。徂徠学派の詩人として「猗蘭台集」を残す。「御用筋二而者無御座候得共」とあるので、幕府の公務ではなく、文人大名の私用としての閲覧だったと思われるが、信遍は、身分的には隔絶した上司ながら同じ学派に属する詩人でもある忠統のために一肌脱いだわけである。忠統がなぜ「奇器図」を必要としたかは分からない。

○ 十一月十七日、飛鳥山へ行くことを前日に土岐大学頭へ申告した上で出かける。  
 (『飛鳥山碑始末』)

十七日、飛鳥山へ可罷越旨、昨日大学頭殿へ申、今日参る。  
 (『元文二年日録抄出』、七二頁)

いよいよ碑文建立の下検分が開始されたようである。

○ 十一月二十日、本多伊予守が閲覧した「墨譜」第三冊を文庫に返却する。  
 (『幕府書物方日記』十三)

「左之御書物、伊予守殿へ懸御目、相濟候由二而、道筑より請取、元番え納之。」として「墨譜」第三冊が立項されている。

○ 十一月二十四日、飛鳥山碑の書付を小堀土佐守に提出する。  
 (『飛鳥山碑始末』)

廿四日、飛鳥山裡之書付土州へ上る。伺之通相濟。(『元文二年日録抄出』、七二頁)

「書付」の詳細は分からない。碑の彫刻並びに建立全般に係る作業報告と代金支払いの請求などが決済されたと推測する。

以上、飛鳥山碑関係記事を並べて検討したが、十一月三十日には「御用之儀」(『元文二年日録抄出』、七二頁)のため出頭を命じられることになる。信遍にはまだ「御用」の何たるかは分かっていない。信遍自身にも、そして成島家の歴史上も重大な出来事が翌日に控えているのだが、飛鳥山碑建立と密接に関連する事柄なので、以下は碑文本文の吟味とともに次号の検討に回したい。

(未完)

〔付記〕

本稿は、平成十九年度科学研究費補助金基盤研究(C)「近世冷泉派歌壇の伝存資料についての研究」による研究成果の一部である。

## A Chronological Record of Narushima Nobuyuki's Career (9)

Keiichi KUBOTA

I have written Narushima Nobuyuki's career from 1689 to 1737 in series. This paper contains his achievement in 1737, the remainder of the chronological record (8), though it is still incomplete.

In 1737, most important achievement is writing an epigraph of Asukayama Monument under the order of the Tokugawa shogunate. He devoted himself to this work: collecting data, improving a manuscript, and controlling stonemasons while he was engaged in customary business.